

2010 年日本政府年次報告
「すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約」
(第 45 号)
(2005 年 6 月 1 日～2010 年 5 月 31 日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

〔条約第1条〕

前回までの報告中、「労働基準法第8条は、その適用範囲を原則として鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業を含むすべての事業に及ぼしている。」を、「労働基準法は、その適用範囲を原則として鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業を含むすべての事業に及ぼしている。」に変更する。

〔条約第3条〕

2005年11月に、公労使三者構成の労働政策審議会から、女性の坑内労働について全会一致で「女性の坑内労働について、女性技術者が坑内の管理・監督業務等に従事することができるよう、妊産婦が行う坑内業務及び一部の業務（作業員）を除き、規制緩和を行うことが適当である。」とする建議（別添1）が提出された。この建議を踏まえ、2006年に労働基準法を一部改正し、女性の坑内労働の原則禁止を改め、使用者は、①妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過しない女性については、坑内で行われるすべての業務に就かせてはならないこととし、②満十八歳以上の女性については、坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令（別添2）で定めるものに就かせてはならないこととした。厚生労働省令においては、人力により行われる掘削・掘採、資材の運搬業務をはじめとする、いわゆる現場作業員が行う坑内業務について網羅的に規定した。なお、この女性の坑内労働の規制緩和は、ILO第45号条約第3条の範囲内において行ったものである。

〔2006年条約勧告適用専門家委員会の直接要請について〕

現時点では、1995年の鉱山における安全及び健康に関する条約（第176号条約）の内容については、おおむね実施されているところであるが、その批准に当たっては、なお問題点もあり、検討を要する。

また、第45号条約の廃棄については、特段、検討を行っていない。

3. 質問Ⅲについて

監督組織については、2010年年3月31日現在、労働基準監督署が321署、他に支署が4署となっている。

労働基準監督官の数は3949人、労働衛生専門官の数は337人となっている。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

実施年	定期監督実施件数	違反件数	送致件数
2005年	122,734	0	0
2006年	118,872	0	0
2007年	126,499	0	0
2008年	115,993	0	0
2009年	100,535	0	0

6. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記の通り。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

(別添1)

労審発第225号

平成17年12月27日

厚生労働大臣

川崎二郎 殿

労働政策審議会

会長 菅野和夫

今後の男女雇用機会均等対策について（建議）

本審議会は、標記について、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別紙の雇用均等分科会の報告のとおり。

(別紙)

(前略)

- 8 女性の坑内労働について、女性技術者が坑内の管理・監督業務等に従事することができるよう、妊産婦が行う坑内業務及び一部の業務（作業員）を除き、規制緩和を行うことが適当である。

(後略)

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（坑内業務の就業制限）

第六十四条の二 使用者は、次の各号に掲げる女性を当該各号に定める業務に就かせてはならない。

- 一 妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過しない女性 坑内で行われるすべての業務
- 二 前号に掲げる女性以外の満十八歳以上の女性 坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるもの

○女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）（抄）

（坑内業務の就業制限の範囲）

第一条 労働基準法（以下「法」という。）第六十四条の二第二号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物（以下「鉱物等」という。）の掘削又は掘採の業務
- 二 動力により行われる鉱物等の掘削又は掘採の業務（遠隔操作により行うものを除く。）
- 三 発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務
- 四 ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務（鉱物等の掘削又は掘採に係る計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、保安管理その他の技術上の管理の業務並びに鉱物等の掘削又は掘採の業務に従事する者及び鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指導監督の業務を除く。）